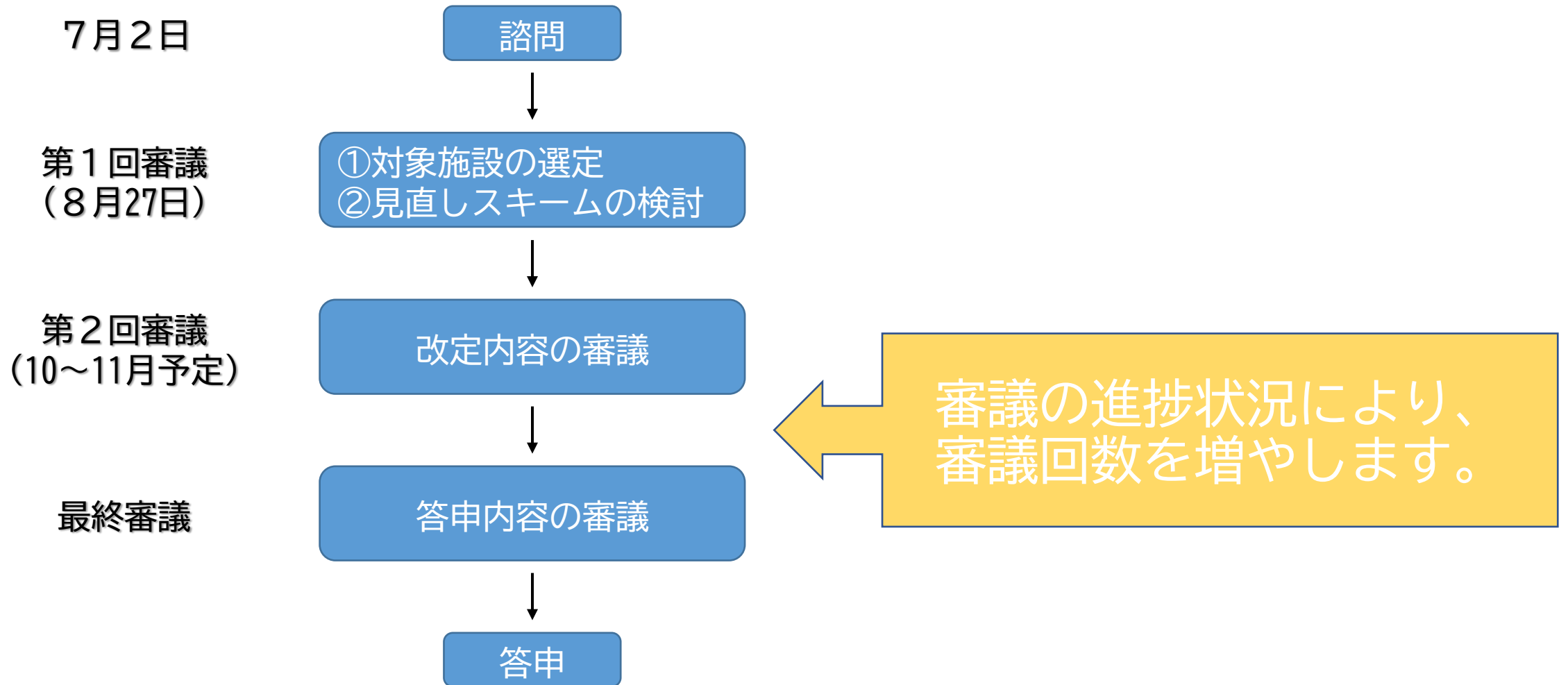


施設使用料の見直しについて

見直しフロー



第1回審議（8月27日開催）

①対象施設の選定

資料3に基づき、施設使用料の見直しの検討が必要な対象施設を選定する。

②見直しスキームの検討

今後の流れと、第2回以降の審議に係る準備資料等について検討する。

第2回審議（10～11月開催予定）

改定内容の審議

資料4の作成を施設所管課に依頼し、事務局でとりまとめのうえ資料5～8を作成する。

また、事務局にて下記資料を準備する。

- ・各施設のパンフレット
- ・奈良市に同規模の施設がある場合、当該施設の施設使用料がわかる資料（HPのコピー等）

各資料を基に、算出方法や試算額の妥当性等を審議する。

最終審議

答申内容の審議

事務局にて提言書（案）を作成のうえ提示し、内容の審議を行う。



答 申

施設使用料の算定方法（現行）

生駒市社会教育施設使用料等見直しに関する提言書（平成21年5月25日）
より・・・

(1) 利用者の応分の負担について

利用者の応分の負担については、施設の維持管理経費を基礎とする。



維持管理経費を「①人件費、②光熱水費、③施設維持管理委託料、④減価償却費、⑤その他」の経費とし、①～⑤すべてを利用者負担とした基準原価と、④を除くA案、①④を除くB案を比較・検討。



提言当時の利用者負担割合はそれぞれ「基準原価100%、A案60%、B案47%」となり、利用者の経済的な負担を勘案し、**B案を採用**。

施設使用料の算定方法（現行）

(2)社会教育施設使用料 各館共通単価

$$\frac{\text{各館の維持管理経費の合計額}}{\text{各館（施設専用使用面積} \times \text{年間使用可能時間数）の合計}} = 1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間}$$

＊維持管理経費のうち、音響照明業務に係る委託料は除く

(3)社会教育施設使用料 ホール単価（各館共通単価＋上乘せ単価）

<上乘せ単価の計算式>

$$\frac{\text{各館音響照明業務にかかる委託料の合計}}{\text{各館（音響照明対象（総ホール）面積} \times \text{年間使用時間数）の合計}} = 1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間}$$

施設使用料の算定方法（現行）

(4)社会教育施設使用料 その他①

＜大ホール等の使用に対する軽減措置＞

- ・音響・照明操作を必要としない使用の場合は、各館共通単価を適用する。
- ・コンサート等の準備やリハーサルの場合、舞台のみの使用を可能とし、舞台面積に対する使用料を適用する。
- ・終日使用の場合、終日料金の8割の使用料とする。
- ・コンサート等でリハーサル室を併用する場合、リハーサル室の使用料は3分の1とする。
- ・可動式ホールの場合の客席のみ使用を可能とし、客席部分に対する使用料を適用する。

施設使用料の算定方法（現行）

(5)社会教育施設使用料 その他②

<市外、営利の施設使用料>

- ①市外非営利の使用料＝市内非営利の使用料×1.5
- ②市内営利の使用料＝市内非営利の使用料×2
- ③市外営利の使用料＝市内非営利の使用料×3

＊市外利用者の定義：市内在住、在勤、在学者が2分の1に満たないグループ

＊営利目的事業の定義：

- ①営利を生業とする株式会社、有限会社、個人商店等の事業者で商品販売、製品説明会等の直接営業活動を伴うもののほか、社内会議や社員の職員研修、新規社員採用の面接会場として使用するなど、直接、間接に関わりなく全ての活動をいう。
- ②専門のプロダクションが興行として開催するコンサート等。
- ③NP0法人や各種団体、グループが開催するコンサート等で入場料を徴収し、運営経費に充てる事業は非営利とみなす。

施設使用料の算定方法（現行）

(6)社会体育施設使用料 設定根拠

施設の総維持管理経費 ÷ 2 で算出された金額 → 各施設で応分負担

生駒市の社会体育施設は、施設全体で一体管理しており、使用形態の異なる複合施設であることから、体育館、グラウンド等、個々の施設毎の施設維持管理費を算出できないため、社会教育施設使用料とは異なる算出方法となっている。

(7)社会体育施設使用料 その他

- ・ 児童生徒、障がい者等が使用する場合、通常の2分の1相当の利用料金となる。
- ・ 市内在住、在勤、在学でない者が使用する場合、通常の2倍相当の利用料金となる。

*主となるものを記載。施設により異なる設定となっている。

施設使用料の算定方法（改正案）

(1) 利用者の応分の負担について

利用者の応分の負担については、現行どおり施設の維持管理経費を基礎とする。

ただし、維持管理経費を

①人件費、②光熱水費、③通信費、④委託料、⑤借上料、⑥保険料、⑦修繕料、⑧その他、⑨減価償却費の経費とし、

施設形態が指定管理の施設においては自主事業による支出は含めず、

「⑤借上料、⑦修繕料、⑧その他」について、指定管理料に含まれるものと含まれないものを分ける。

⑨を除いたものをA案、①⑨を除いたものをB案とする。

(2) 社会教育施設使用料

各館共通単価、ホール単価ともに現行どおりの計算式を使用し、A案・B案それぞれの試算額を算定。

施設使用料の算定方法（改正案）

(3)社会体育施設使用料

$$\begin{aligned} & \text{施設の総維持管理経費} \div 2 \text{ で算出された金額} \div \text{施設の総面積} \\ & \hspace{15em} = 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの応分負担額} \end{aligned}$$

提言当時と現在の金額の両方を算出・比較したうえで、増加率を現行の施設使用料に掛け合わせ、A案・B案それぞれの試算額を算定。

(4)施設使用料割引（割増）規定

現行どおりとしつつ、適宜審議する。